[事案 29-79] 死亡保険金支払請求

· 平成 29 年 11 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が第1回保険料の徴収を怠ったことにより、責任開始期が遅れ、告知義務違反により 契約が解除され、保険金が支払われなくなるという損害を被ったとして、死亡保険金の支払い を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年12月、被保険者を妻とする定期保険(契約①)の申込みをしたところ、責任開始日が第1回保険料の口座振替日である平成26年2月下旬になるということだったため、同年1月、契約①の申込みを撤回し、同日、同様の内容の定期保険(契約②)の申込みをし、第1回保険料を支払い、契約②は同年2月1日に成立した。

その後、被保険者が死亡し、保険金請求をしたところ、保険会社から、告知義務違反に基づき契約②は解除され、死亡保険金が支払われなかった。

募集人が契約①の第1回保険料の徴収を怠ったことによって、その責任開始日が遅れ、申込みをやり直すことになり、保険金が支払われなくなるという損害を被ったので、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①の申込時、募集人が申立人に対して、当日に第1回保険料を支払うことで責任開始期を当日とできる旨案内したものの、申立人から保険料の用意が難しいという説明があったことから、第1回保険料から口座振替とすることとなり、責任開始期が平成26年2月下旬になった。
- (2) 募集人は申立人に対し、第1回保険料を口座振替とすることで、責任開始期が平成26年2月下旬となることも説明しており、申立人はこの点も了承の上、口座振替を選んだ。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者には告知義務違反をした事実が認められる一方、募集人の説明義 務違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、 和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。